いま見直そう！

雇用管理

労働条件通知書②

通知が義務付けられた事項

従業員を雇い入れた際には労働条件を通知することが義務付けられている。労働基準法上、必ず通知しなければならない条件として次の事項がある。その他、労働条件に定めがある場合に明示する義務がある項目もある（『医院経営と雇用管理』32・33ページ参照、同161ページにひな形）。

契約期間

契約期間の記載が必要。特に有期労働契約を結ぶ場合は、契約の期間、契約更新の有無と更新基準を明記することが求められる。

就業の場所・従事する業務内容

従事すべき業務は、細部まで記載すると業務内容を縛ることになるので、「診療補助業務」など内容にゆとりをもたせる。

労働時間

従業員が業務につく時間の記入が求められる。準備時間、後片付けの時間も業務に含まれ、始業時間前の出勤を求めた場合は残業となる。

休日・休暇

年次有給休暇は、雇い入れの日から起算して6カ月間継続し、全労働日数の8割以上勤務した従業員に必ず付与しなければならない。その他の休暇には法的な定めはなく無給でもよい。

賃金

賃金の決定、計算・支払い方法、賃金の締切日・支払日は必須事項である。賞与・退職金などは医院の定めがあれば明示する。なお、パート職員においては、昇給・退職手当・賞与の有無を明示することが義務となっている。

退職

定年制度の有無、自己都合退職の手続き、解雇の事由の明記が必要である。

その他

パート職員の場合は、雇用管理の改善等に関する相談窓口を設置し、担当者（部署）とその連絡先を明示する必要がある。

従業員の雇用管理、労働条件、就業規則、給与規定モデルなどを解説。B5判、169㌻、定価1,500円。会員には発行時に1冊送付済み

都構想よりコロナ対策へ

住民投票の中止を訴え

理事会声明

大阪市を廃止・分割する「大阪都」構想の制度案が可決され、11月にも構想の是非を問う住民投票が強行されようとしていることを受け協会は13日、「住民投票をただちに中止し、コロナ対策に全力を注ぐことを求める」理事会声明を発表した。

声明は、新型コロナウイルス感染拡大の第2波が予見されるなか、保健所機能の拡充や病床・衛生材料の確保、医療機関の経営危機など課題が山積していることを指摘。「コロナ対策に全力を注がなければならない時に、大阪市の存廃を決することは到底許されない」とし、住民投票の即刻中止を求めた。

また「維新が進めてきた医療・福祉切り捨ての『改革』こそ、医療崩壊寸前まで追い込んだ要因である」と維新府政を批判。大阪市の財源と権限を奪い大型開発に注ぎ込むことを目的とする構想の問題点を指摘し、「（構想が実施されれば）医療福祉の後退を招くことは明らかだ」と構想に反対する姿勢を強調した。

大阪の歯科医院で働きたい人のための 求人情報サイト
毎月15日更新
▷府内中心の歯科求人情報
▷スマホからの閲覧も可能
▷大阪府歯科保険医協会運営
アクセスはコチラ
http://osk-net.org/job/

おおさか ウォッチング 308

大阪のお祭りはえべっさんに始まり神農さんで終わる――。無病息災を祈願し毎年数万人が参拝する神農祭は、毎年11月22、23日で開かれる少彦名神社の恒例祭である。「神農さん」の愛称で知られる少彦名神社は、薬の町・道修町のビルの谷間に鎮座する小さな神社だ。祭神として日本の薬祖神である少彦名命（すくなひこなのみこと）と中国医薬の祖神・神農炎帝を祀り、病気平癒と健康成就にご利益があるとして広く府民に愛されている。鳥居の前で睨みをきかせる虎は、魔除けや健康祈願のシンボルであるとともに同社の象徴だ。

神農さんと虎の由縁は文政5年（1822年）にさかのぼる。当時「コレラ」が大流行しており、大阪でも1日3～400人の死者が出たそうだ。ウイルスの存在も発見されていないこの時代、人々は神に祈ることで病を退けようとした。

授与品として有名な「張り子の虎」

道修町・少彦名（すくなひこな）神社

病退ける「張り子の虎」

道修町の薬問屋らは、流行を食い止めようと魔除けとなる虎の頭蓋骨などを配合した丸薬を町民に無料で配った。少彦名神社は、祈祷した「張り子の虎」の腹部に「薬」を朱印して授与した。明治初期に丸薬は廃止されたが、「張り子の虎」は現代においても神虎のお守りとして有名だ。

ビルの谷間にひっそりと鎮座する神農さん

新型コロナウイルスの感染拡大により少彦名神社への参拝者が増えているという。「コレラ」と「コロナ」の語呂が似ているからだそうだ。2000年経っても日本人の信心深さは変わらない。かつてと違うのは、現代に生きる我々はウイルスの存在を知っており、拡大を防ぐ術を持っているということだ。

東京では感染者数が増えてきており、第2波の影が忍び寄っている。適正化を名目に進めてきた社会保障改悪が医療を崩壊寸前にまで追いやったことは明白だ。我々は過去に学び、感染症への対策を進めるとともに経済効率化を最優先とする国のあり方を考え直す必要がある。

（新聞部・矢部あづさ）

協会行事案内

参加ご希望の方は、必ず事前にお申し込み下さい。M＆Dホールは保険医会館東隣りです。

お申し込みは HP osk-net.org 電話 06-6568-7731 ファクス 06-6568-0564

「第21回共済加入者のつどい」中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症が世界的規模で拡大している下、9月5日に開催を予定しておりました「第21回共済加入者のつどい」を中止することを7月度の医科・歯科協会の理事会で決定いたしました。準備期間を含めますと7月中の開催可否の判断が必要となり、この間の両協会の共済部会や役員会議等での議論でも「開催困難」との意見が大勢を占めておりました。

両協会の理事会では、秋からの「第2波」による感染拡大の可能性が高いことや、つどい会場が回避すべき3条件（密閉・密集・密接）の重なる場であることを踏まえ、加入者の皆様の安全を最優先に確保するために、極めて遺憾ではありますが中止することといたしました。

例年、開催を心待ちにしていただいている皆様には誠に申し訳ございません。ご理解・ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

大阪府歯科保険医協会・大阪府保険医協会

会員限定

歯援診、か強診の一部に係る施設基準研修会

日時 8月9日（日）午前10時～午後1時
会場 M＆Dホール **定員** 60人 **会費** 3千円
講師 髙橋一也氏（大阪歯科大学歯学部歯学科主任教授）

医科・歯科経税部共催講習会

2020税務調査対策セミナー――税務調査をめぐる最近の動向と日常の留意点

日時 8月22日（土）午後3時～5時
会場 保険医会館5階 **定員** 50人
講師 疋田英司氏（協会税理士団）
会費 会員、会員家族・スタッフ無料 未入会者1万円

無料相談

税務 8月19日（水）午後2時～5時
雇用 8月20日（木）午後2時～4時
法律 9月7日（月）午後2時～4時

※会場は保険医会館。1週間前までに要申し込み

未入会者とは、会員院所に勤める未入会勤務医です

※協会行事などを本紙等で報道・紹介するため、講習会などの写真で個人が特定されることがありますが、趣旨をご理解の上、ご了承ください。また、講習会でのビデオ撮影や録音はお断りします。